

風水害から身を守る

風水害には、主に大雨による被害と台風による被害があります。大雨が降ると、川が溢れて洪水が発生したり、がけ崩れや土石流などの土砂災害が起きたりします。台風が接近すると、暴風や高潮による被害が発生します。近年は集中豪雨や台風による被害が頻りに発生しており、特に今年、平成30年7月豪雨や台風21号によって、各地に大きな被害の発生が相次ぎました。雨の降り方

も年々、局地化・集中化・激甚化してきています。気象ニュースでは、「異常気象」「想定外」という言葉をよく耳にしますが、度重ねて起こる風水害には、もはや過去の常識は通用しなくなっています。「今までは大丈夫だったから...」という意識がこれからは命取りになるかもしれません。風水害から自分の身を守るために、今一度、正しい知識を身に付け、対策を確認しておきましょう。



引き続き台風の備えを

台風は7、10月にかけて、発生・接近・上陸の数が最も多くなります。今後は、発生から消滅までの期間が長い長寿台風になる傾向があり、不規則な進路をとることが多いため、注意が必要です。台風が接近して災害発生の恐れが高まってきた場合には、台風情報と合わせて大雨、暴風、高潮などの警報や注意報など、気象台が発表する情報をテレビ・ラジオ・インターネットから収集してください。加えて、市から発令する避難情報により、状況に応じた適切な対応で身を守りましょう。

風水害の対策

- ポイント1 水害に備えて、側溝や排水路を掃除したり、住宅の屋根、雨どい、外壁などの点検をしておきましょう。
ポイント2 ライフラインが途絶えた時を想定して、非常食や懐中電灯などの非常用品を揃えておきましょう。
ポイント3 『三豊市総合防災マップ』やハザードマップで、自宅周辺に想定される災害の危険性を確認しておきましょう。
ポイント4 大雨や台風で警報が発表された場合は、避難情報をもとに早めに避難しましょう。災害発生の恐れが高まってきた際には、市HPで水防本部からの情報を随時更新しています。また、気象庁のHPでは、「警報・注意報」「危険度分布」などの防災情報が配信されていますので、参考にしてください。



風水害からの避難の注意点



単独行動は危険 流されないように、お互いの体をロープで結び、ひも付きの運動靴を履いて移動する。
深さに注意 歩行可能な水深の目安は約50センチ。危ないと判断した場合は、無理をせず、高所で救助を待つ。

宝くじの助成金で整備しました

宝くじの助成金を受けて、山本町の下大野自主防災会が防災資機材を整備しました。



松崎連合防災会の自主防災活動に知事感謝状

多年に渡って自主防災活動に尽力してきた功績がたたえられ、松崎連合防災会に県知事から感謝状が贈呈されました。



自主防災NEWS

中学生が1日補導員を体験

7月1日から8月31日までの期間は、「夏の青少年非行・被害防止県民運動」でした。それに伴い、7月24日(火)には、市内中学校7校の代表生徒各2名が中学生1日補導員となり、ゆめタウン三豊や三豊警察署を訪れました。



それぞれの訪問先では、中学生による万引きや非行の現状についての話を聞き、「万引きは窃盗罪という犯罪であり、絶対にあってはならないことだ」と改めて強く認識しました。また、学校や警察、地域が連携して青少年の非行・喫煙を防止するための取り組みを行っていることを知り、「中学生として自分たちができることは何か」



▲1日補導員として、店内を見回る生徒たち



▲三豊署では、交通ルールを守る大切さを改めて認識しました

を考える機会にもなりました。1日補導員を体験した生徒たちは、「非行は行わない」「交通ルールを遵守する」という決意を固め、周りの中学生にも正しい行動や生活のあり方を伝えていく必要性を再確認しました。

参加した生徒の感想

中学生による非行や万引きを防止するためには、友達同士や地域で声を掛け合うことが大切だと分かりました。今日学んだ現状を、まずは自分の身の周りの人から伝えていきたいと思えます。

問い合わせ

少年育成センター ☎73・3136
相談専用電話 ☎73・3137



注意! 架空請求などによる特殊詐欺が増えています

市内で、架空請求のものが届いたという事例が多数報告されています。届いたものは、「契約会社から訴状が提出された。連絡しないと原告側の主張が全面的に受理され、給与や財産を差し押さえる。裁判を取り下げるために連絡をしろ」と、消費者から連絡するよう仕向ける内容が書かれています。

架空請求のほがき(例)

もしこのようながきが届いたら身に覚えのないながきは無視してください。

はがきに記載された相談窓口には決して連絡しないでください。連絡すると、個人情報を知られず、金銭の支払いを強要されます。

対応に困ったときは
西讃県民センター ☎25・5135
三豊警察署 ☎72・0110

目指せ男女共同参画社会

No.61

職場のハラスメントでつらい思いしていませんか?

職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業などを理由とする「不利益取扱い」やハラスメントでつらい思いをされていませんか? 事業主からの不利益取扱い

例えば、次のような理由で:

- 妊娠した、出産した
妊婦検診、つわりや切迫流産で仕事を休んだ
産前・産後休業を取った
育児休業、介護休業を取った
こんな扱いを受けたら違法反!

上司・同僚からのハラスメント
「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」
「あなたが早く帰るせいで周りには迷惑している」
「男のくせに育児を取るなんてあり得ない」

職場のハラスメントに関する相談
香川県労働局 ☎087(811)8924